

## 町で開設する申告受付会場

### ■申告内容 確定申告(給与所得や年金所得のみ)、町民税・県民税申告

#### ■注意事項

所得の種類、相談内容などによっては、他の会場へ案内する場合があります。

※ 申告受付会場開設期間中は、役場税務課窓口での申告受付は行いません。

※ 白沢区民館には駐車場はありません。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容を変更する場合があります。

受付月日	会場	受付時間	
		午前	午後
2月1日(水)	庁舎2階 会議室201	午前9時～ 午前11時30分	午後1時～ 午後4時
2月2日(木)	宮津公民館	午前9時～ 午前11時30分	午後1時～ 午後3時30分
2月7日(火)	白沢区民館		
2月8日(水)	宮津山田集会所		
2月9日(木)	草木公民館		
2月10日(金)	高根台集会所		
2月13日(月)	板山公民館		
2月14日(火)	勤労福祉センター (エスペランス丸山)	午前9時～ 午前11時30分	午後1時～ 午後4時
2月15日(水)	植公民館		
2月16日(木)～ 3月15日(水)の平日	庁舎2階 会議室201		

### ※1 町で開設する申告受付会場で受け付けられない確定申告

次の申告に該当する方は町で開設する会場では受け付けできません。国税庁の「確定申告書等作成コーナー」(11ページ参照)をご利用いただくか、半田赤レンガ建物での申告受付をご利用ください。なお、作成済みの申告書を半田税務署に提出されるだけの方は、役場税務課に「申告書提出箱」を申告期間中は用意していますので、ご利用ください。

▽土地・家屋・株式などの譲渡所得、先物取引に係る所得がある方

▽営業・農業・不動産などの所得がある方

▽外国税額控除を受けられる方

▽住宅借入金等特別控除を受けられる方(10ページ参照)

▽住宅関連特別税額控除を受けられる方

▽暗号資産(仮想通貨)による所得がある方

▽外国為替証拠金取引(FX)などが替差益・為替差損を申告される方

▽令和4年分以外の確定申告をされる方

▽分離・損失の申告をされる方

▽更正の請求をされる方

▽退職所得があり確定申告をされる方

▽予定納税をされている方

## 所得税の確定申告が必要な方

①営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得(年金など)、一時所得(満期保険金など)、配当所得、譲渡所得などがある方で、令和4年中の所得合計額から所得控除(基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など)の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が、配当控除の額よりも多い方

②公的年金等の収入のみの方で、公的年金等に係る雑所得の金額が所得控除の合計額より多い方(ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は所得税の確定申告をする必要はありません。右の「町民税・県民税の申告が必要な方」をご覧ください)

③給与収入が2,000万円を超える方

④給与を1カ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

⑤給与を2カ所以上から受けている方で、年末調整された主たる給与以外の給与収入と給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

⑥中途退職などにより年末調整を受けていない方

⑦退職所得がある方で確定申告書を提出する方

#### 【注意事項】

▽所得税の確定申告の必要がなく、還付のために申告する方でも、全ての所得を申告する必要があります。(申告しないことを選択できる所得を除く)

▽ワンストップ特例の適用を申請したふりさと納税に係る寄附金についても、確定申告をする方は併せて申告が必要になります。

## 町民税・県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をしない方で、令和5年1月1日現在町内に在住し、次のいずれかに該当する方

※ 町民税・県民税の申告が必要と思われる方には、1月下旬に役場から申告書を送付します。

また、申告書が届かない方であっても申告が必要になる場合があります。

①営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得(年金など)、一時所得(満期保険金など)、配当所得、譲渡所得などがある方で、所得税の確定申告が必要でない方

②年金所得者で、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを申告する方

③給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額が20万円以下の方

④上場株式などに係る配当所得や譲渡所得を所得税と異なる課税方式で申告される方(所得税確定申告において、「特定配当等の全部の申告不要」を選択した場合を除く)

⑤令和4年中に収入がない方、あるいは非課税所得(遺族年金、障害年金、失業給付など)のみであり、どなたの扶養にもなっていない方

#### 【注意事項】

上場株式等に係る配当所得や譲渡所得について、所得税と住民税において異なる課税方式(申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税)を選択する場合、納税通知書が送達される日までに、所得税と異なる課税方式を選択するための申告をする必要があります。申告者の自己責任の下、「申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税」を選択してください。